

■白鷹都市計画用途地域の決定について

町では、実際の土地利用状況に合わせて、都市計画区域内の用途地域の変更を決定しました。

決定した用途地域の内容につ

いては、役場建設課でご覧いただけます。

【問い合わせ】
建設課都市・住宅係

☎ 85-6140

■令和6年度のフラワーロードパーク里親を募集します

町では、美しく住みやすいまちづくりを進めるため、フラワーロードパーク(国道287号沿い)の里親活動(ボランティア)を実施しています。

令和5年度は、左記の8団体412人の皆さんに、除草、樹木管理、ごみ拾いなどを行っていただきました。年間を通してフラワーロードパーク内をきれいに整備していただきありがとうございました。

- ・町下花街道奉仕会
- ・路傍花の会
- ・衣袋建設(株)外五風会
- ・(株)高橋組
- ・(株)菅原組
- ・東陽ロード小山西
- ・(株)アーレスティ山形労働組合
- ・町職員クラブ (敬称略)

【募集内容】

● **主な活動** フラワーロードパーク区域の除草、樹木の管理、ごみ拾いなど

※児童・生徒が活動の主体になる場合は、責任者が必要となります。

● **活動回数** 年間3回以上お願いします。

● **申込方法** 参加申込書(建設課備付)に必要事項を記入のうえ、建設課管理係まで提出ください。

● **募集締切** 3月29日(金)

● **その他** フラワーロードパークの他にも、県管理道路・河川の維持管理および美化活動を行っていたりいただける企業・団体などを募集しています。

【問い合わせ】

建設課管理係 ☎ 85-6139

町営住宅入居者を募集します

- **所在地**：白鷹町大字十王 5502 - 13
- **募集戸数**：1戸
- **住宅形式**：8 + 6 + 6 畳 + 台所 + 浴室
- **家賃**：所得額等により月額1万5600円～3万600円

● **入居資格**：次のすべてを満たすこと

- ①住宅困窮者であること
- ②入居世帯の収入が公営住宅法の基準以下であること
- ③原則として同居する親族がいること
- ④暴力団関係者ではないこと

● **申し込みに必要な書類**

入居者全員の所得がわかる書類(源泉徴収票の写しなど)、個人番号が確認できる書類、本人確認書類等(詳しくはお問い合わせください。)

- **募集期間**：3月15日(金)～3月29日(金)
午後5時まで ※土日祝日を除く

● **入居者の決定**：4月中旬

● **入居可能時期**：4月下旬

● **敷金**：家賃の3ヶ月分



【問い合わせ】建設課 管理係 ☎ 85-6139

■白鷹北部地区棚田米「山形95号」の名称が決定！

【決定までの経緯】

白鷹北部地区棚田地域振興協議会（会長 小林孝次）で、候補となる名称を公募し、厳正な審査を行った結果、下記のとおり名称を決定しました。

▼名称募集 令和5年10～11月

白鷹の杜たかやままつり、あ

ゆかい秋の味覚まつり、白鷹町

産業フェア2023開催時に投票所を設け棚田米の名称を募集

▼第1次審査 令和5年12月

応募総数77件の中から審査員の投票により名称候補を選定

▼第2次審査 令和6年1月

決戦投票の結果、最も得票数の多かった名称を選定

令和6年度の文書配付日は下記のとおりです。
※15日が休日などの場合は、その前後に配付します。

■令和6年度文書配付計画のお知らせ

令和6年度の文書配付日は下記のとおりです。
※15日が休日などの場合は、その前後に配付します。

●臨時配付について
※選挙が執行される場合には、選挙公報など臨時に配付をお願いする場合があります。

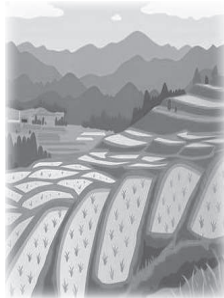
【問い合わせ】

総務課総務係

☎85-6120

文書配付日

2024年		10月	17日(木)
4月	15日(月)	11月	15日(金)
5月	15日(水)	12月	16日(月)
6月	17日(月)	2025年	
7月	16日(火)	1月	17日(金)
8月	15日(木)	2月	17日(月)
9月	17日(火)	3月	17日(月)



【問い合わせ】

白鷹北部地区棚田地域振興協議会事務局（白鷹町役場農林課内）

☎85-6127

【名称及び命名者について】

◆名称 「白鷹ほまれ」

◆命名者 三浦愛華さん

(鮎貝在住)

◆命名理由 白鷹町自慢のお米になるように願いを込めて

マイナンバーカードについてお知らせ

【問い合わせ】町民課戸籍年金係 ☎85-6129

マイナンバーカードの電子証明書更新手続きの案内は届いていませんか？

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限が近づいている方に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より封書が届きます。有効期限の3か月前から更新手続きが可能です。町民課窓口においてになる際、電話で予約し来庁していただくと待ち時間が少なく手続きができます。※更新にはマイナンバーカードの暗証番号が必要です。※更新手続きを期限内に行わない場合、電子証明書は失効となりマイナポータル・健康保険証等の利用ができなくなります。

カードの受取はがきが届いたけれど、平日窓口にお越しになれない方はいませんか？

下記の日程で日曜日に役場窓口を開庁します。来庁の際は事前予約が必要です。
・期日：3月24日（日）・4月28日（日）
・時間：午前9時～11時30分 ※電子証明書更新手続きの予約も受け付けします。

マイナンバーカードの申請をしませんか？

町民課窓口で随時受付しています。窓口に来ることが困難な方は、町民課戸籍年金係にご連絡いただけますとご自宅にお伺いし、マイナンバーカード申請のお手伝いをします。※申請の時に写真を無料で撮影します。※申請に要する時間は約15分です。出来上がったマイナンバーカードは簡易書留で自宅へ郵送します。

